

(地 59F)
平成15年5月23日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

重症急性呼吸器症候群(SARS)の疑いのある者の
初期の外来診療の対応状況について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群(SARS)に関しましては、平成15年3月13日付(地 238F)等をもって貴会宛に情報を提供いたしました。また、5月14日に行った感染症(SARS)危機管理協議会にご出席いただきありがとうございました。

さて、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会第7回重症急性呼吸器症候群(SARS)対策専門委員会における「SARSのまん延防止のため、SARS疑いのある者の初期の診療については、原則として、外来における感染予防体制の整った医療機関で行うことが望ましい。」との合意事項を受け、平成15年5月16日付(地 47F)の文書をもって、貴会宛にSARS疑いのある者の初期の診療については、地域の実情に応じた体制を構築していただくようお願い申し上げます。

感染症危機管理対策室では、重症急性呼吸器症候群(SARS)の疑いのある者の都道府県毎の初期の外来診療の対応状況について、早急に把握する必要があると考え、確認の意味もあり、調査をさせていただくことといたしました。

つきましては、貴都道府県における重症急性呼吸器症候群(SARS)の疑いのある者の初期の外来診療の対応状況について、FAX(03-3946-2684)、または電子メール(kansen@po.med.or.jp)で本会感染症危機管理対策室宛に、5月29日(木)までにご報告いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、SARS対策についての資料を既に提出いただいている都道府県医師会におかれましても、本件について改めてご報告いただきたく重ねてお願い申し上げます。